

患者様各位

## 入院時食事療養について

- 当院は厚生労働大臣が定める基準に適合している入院食事療養（Ⅰ）を地方厚生局長に届出を行い食事提供している保険医療機関です。
- 管理栄養士によって管理された食事を適時、適切な温度で提供しています。  
(夕食については午後6時以降)
- 入院時食事療養（Ⅰ）の標準負担額は、1食につき510円の負担となります。

令和7年4月1日  
春日部嬉泉病院